

別冊資料

# 令和4年度 岡山支部事業計画 (案)

令和4年度岡山支部事業計画（新旧対照表） 案

分野	新（令和4年度）	旧（令和3年度）
1. 基盤的保険者機能関係	<p>○ <b>健全な財政運営</b></p> <p><u>・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う</u></p> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</p> <p>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>○ サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様対応職員に対する研修を実施し、お客様満足度調査、お客様の声を踏まえたサービス改善及び満足度の向上を図る</li> <li>・現金給付に係るサービススタンダードを徹底するための適正な管理及び実施</li> </ul> <p style="text-align: right;">移動① </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利便性の向上や負担軽減及び感染症等の感染防止の観点から、郵送による申請を促進する</li> </ul> <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする</p>	<p>○ サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様対応職員に対する研修を実施し、お客様満足度調査、お客様の声を踏まえたサービス改善及び満足度の向上を図る</li> <li>・現金給付に係るサービススタンダードを徹底するための適正な管理及び実施</li> <li>・業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り業務の標準化・効率化・簡素化を推進し、サービス水準の向上に努める</li> <li>・利便性の向上や負担軽減及び感染症等の感染防止の観点から、郵送による申請を促進する</li> </ul> <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする</p>

②現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.5%以上とする

○ 現金給付の適正化の推進

- ・標準化した業務プロセスの徹底により業務の正確性と迅速性を高める
- ・不正請求の疑義が生じた案件への保険給付適正化プロジェクトチームによる対応
- ・資格取得直後の申請に対する取得時調査の強化や事業所への立入検査の実施等による不正請求の防止
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について進捗管理を徹底し適正に実施する

○ 効果的なレセプト内容点検の推進

- ・高額査定事例を優先した効率的なレセプト点検を推進
- ・スキルアップのための研修を実施
- ・自動点検を効率良く行えるよう マスタ(抽出条件)のメンテナンス(改善)継続
- ・他支部との合同勉強会の実施により効果があった事例の情報交換を 実施
- ・支部内勉強会の実施により個人の査定効果額底上げ
- ・ 在宅勤務または勉強会用の研修資料作成

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

（※）電子レセプトの普及率は98.8%（2020年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

■ KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする

（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.0%以上とする

○現金給付の適正化の推進

- ・標準化した業務プロセスの徹底により業務の正確性と迅速性を高める
- ・不正請求の疑義が生じた案件への保険給付適正化プロジェクトチームによる対応
- ・資格取得直後の申請に対する取得時調査の強化や事業所への立入検査の実施等による不正請求の防止
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について進捗管理を徹底し適正に実施する

○効果的なレセプト点検の推進

- ・高額査定事例を優先し効率的なレセプト点検を推進
- ・スキルアップのための研修を実施
- ・自動点検を効率良く行えるよう マスタのメンテナンスを継続
- ・他支部との合同勉強会の実施により効果があった事例の情報交換を 行う
- ・支部内勉強会の実施により個人ごとの査定効果額を底上げ する。

■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

○ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

- ・制度の正しい知識の更なる普及による適正受診の促進のため加入者への広報及び施術所への啓発文書送付
- ・柔道整復施術療養費審査委員会での指摘等を踏まえ、疑義のある施術所に係る積極的な患者照会を実施

- ・審査会内の「面接確認委員会」において濃厚施術・部位ころがし等が疑われる施術管理者への改善指導

- ・不正請求事案等の地方厚生局等への情報提供

・あんま・マッサージ等の申請について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会を実施

- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上  
の施術の申請の割合について対前年度以下とする

移動②

○ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

①保険証回収

・保険証未回収データの分析実施と回収データ入力の早期実施

・資格喪失データ確認から5営業日後に本人宛の催告状を送付

・初回催告から2週間後に未返納者への再催告を送付

・事業所へ保険証の返納文書案内を毎月2回以上実施

・返不能届者・任意継続者等の電話催告を実施

■ KPI：協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

○ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・制度の正しい知識の更なる普及による適正受診の促進のため加入者への広報及び施術所への啓発文書送付
- ・柔道整復施術療養費審査委員会での指摘等を踏まえ、新たな視点による疑義のある  
施術所に係る積極的な患者照会

・制度の正しい知識の更なる普及による適正受診の促進

- ・審査会内の「面接確認委員会」において濃厚施術・部位ころがし等が疑われる施術  
管理者へ改善指導

- ・不正請求事案等の地方厚生局等への情報提供

②から移動

- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上  
の施術の申請の割合について対前年度以下とする

○ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査  
を強化し、不正の疑いがある案件は地方厚生局等への情報提供を徹底する

○ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

・資格喪失データ確認から2週間以内に、本人宛の催告状を送付委託実施

・初回催告から二週間後、未返納者への再催告を送付

・事業所に対し、保険証回収徹底の電話依頼を行う

・返不能届者・任意継続者等の電話催告を実施

移動③

## ②債権回収

- ・分割納付者を管理し約束不履行者への電話・文書催告を**実施**
- ・保険者間調整の活用による返納金債権回収を推進
- ・弁護士催告等も含めた積極的な法的手続きの実施による債権回収
- ・在職調査及び財産調査を行い強制執行(差押)の強化
- ・債権回収強化月間の設置

### 【困難度：高】

事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法(郵送時期)等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納(協会への到着)は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、令和3年10月から、これまで保険者間調整(※1)により返納(回収)されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス(※2)の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

(※1) 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者(元被保険者)の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納(弁済)する仕組み。(債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。)

(※2) 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な(新たに資格を取得した)保険者に、振替える仕組み。

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする

移動④

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする

- ・分割納付者を管理し約束不履行者への電話・文書催告を**行う**
- ・債務者の国民健康保険などの加入状況を確認し、保険者間調整の活用による返納金債権回収を推進する
- ・弁護士催告等も含めた積極的な法的手続きの実施による債権回収
- ・在職調査及び財産調査を行い強制執行(差押)の強化を**図る**

- KPI：②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする

③から移動

②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

○ 限度額適用認定証の利用促進

・ 限度額適用認定申請書セットを配置している医療機関に対して、昨年度に実施したアンケート結果を参考に、限度額適用認定申請書セットの効果的な利用促進を図る

・ オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、加入者及び事業所への利用促進の効果的な広報の実施

○ 被扶養者資格の再確認の徹底

・ マイナンバーの活用及び日本年金機構との連携により再確認業務を実施し、被扶養者資格を有しない者の無資格受診の防止を図る  
・ 提出率の向上のため、本部が実施する一括勧奨に加え、大規模事業所及び複数年未提出の事業所等への文書・電話及び訪問勧奨を実施

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.4%以上 とする

○ オンライン資格確認の円滑な実施

・ オンライン資格確認による業務の効率化に向け、加入者へのマイナンバー登録の利用促進につながる広報を実施

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

} ④から移動

○ 限度額適用認定証の利用促進

・ 岡山県病院協会等との連携により病院窓口に限度額適用認定申請書セットを配置し利用促進を図る

・ 申請書設置病院を訪問し、設置状態及び配布のタイミング等具体的な利用促進依頼の実施

・ オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、加入者及び事業所への利用促進の効果的な広報の実施

・ 県内全域の病院を対象とした「健康保険事務説明会」の実施

○ 被扶養者資格の再確認の徹底

・ マイナンバーの活用及び日本年金機構との連携により再確認業務を実施し、被扶養者資格を有しない者の無資格受診の防止を図る  
・ 提出率の向上のため、本部が実施する一括勧奨に加え、大規模事業所及び複数年未提出の事業所等への文書・電話及び訪問勧奨を実施

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.0%以上 とする

	<p>○ 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り業務の標準化・効率化・簡素化を推進し、サービス水準の向上に努める</li> <li>・<u>職員の意識改革と柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により生産性の向上を図る</u></li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p>	<p>①から移動</p>
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>○ 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>被保険者に対する協会けんぽの健診（生活習慣病予防健診）を推進するとともに、定期健康診断を実施している事業者に対しては事業者健診結果データの提出を推進する。併せて事業者健診結果データの取得にかかる新スキームの定着を推進する。また、被扶養者に対しては、特定健診の受診環境の整備及び広報の強化を実施し、受診率の向上を図る。</u></li> </ul> <p>◆被保険者（40歳以上）（実施対象者数：<a href="#">278,574人</a>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防健診 実施率 <a href="#">62.0%</a>（実施見込者数：<a href="#">172,800人</a>）</li> <li>・事業者健診データ 取得率 <a href="#">15.0%</a>（取得見込者数：<a href="#">41,700人</a>）</li> </ul> <p>◆被扶養者（実施対象者数：<a href="#">71,952人</a>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査 実施率 <a href="#">28.4%</a>（実施見込者数：<a href="#">20,400人</a>）</li> </ul> <p>◆健診の受診勧奨対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診推進経費を活用した健診受診率及び事業者健診結果データ取得率の向上策の実施</li> </ul>	<p>○ データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>○被保険者（40歳以上）（実施対象者数：<a href="#">286,223人</a>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防健診 実施率 <a href="#">60.3%</a>（実施見込者数：<a href="#">172,500人</a>）</li> <li>・事業者健診データ 取得率 <a href="#">14.5%</a>（取得見込者数：<a href="#">41,400人</a>）</li> </ul> <p>○被扶養者（実施対象者数：<a href="#">80,544人</a>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査 実施率 <a href="#">28.3%</a>（実施見込者数：<a href="#">22,800人</a>）</li> </ul> <p>○健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診推進経費を活用した健診受診率及び事業者健診結果データ取得率の向上策の実施</li> </ul>

- ・ 新規適用事業所に対する生活習慣病予防健診受診勧奨の実施
- ・ 女性加入者を対象としたオプション健診等を追加したオリジナル健診の実施
- ・ 民間業者と連携した医療機関事業所の事業者健診結果データの取得
- ・ 特定健診にオプション健診等を追加した協会独自の集団健診の実施
- ・ 40歳到達者を対象とした特定健診の受診勧奨の実施
- ・ 県外居住者への特定健診受診勧奨の実施
- ・ 特定健診経年未受診者を対象とした受診勧奨の実施
- ・ 市町村主催の集団健診における特定健診とがん検診との同時実施の促進
- ・ かかりつけ医（健診実施機関）における 特定健診広報の実施（リーフレット設置）
- ・ 事業者健診結果データの取得勧奨業務委託の実施
- ・ 事業所訪問等による受診勧奨の実施

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

- KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を 62.0%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 15.0%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を 28.4%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・ ICTを活用した遠隔面談を推進し加入者ニーズに対応することで、実施率の向上を

- ・ 新規適用事業所、生活習慣病予防健診未利用事業所に対する受診勧奨の実施
- ・ 女性加入者を対象としたオプション健診等を追加したオリジナル健診の実施
- ・ 民間業者と連携した医療機関事業所の事業者健診結果データの取得
- ・ 特定健診にオプション健診等を追加した協会独自の集団健診の実施
- ・ 40歳到達者を対象とした特定健診の受診勧奨の実施
- ・ 県外居住者への特定健診受診勧奨の実施
- ・ 特定健診経年未受診者を対象とした受診勧奨の実施
- ・ 市町村主催の集団健診における特定健診とがん検診との同時実施の促進
- ・ かかりつけ医（健診実施機関）における特定健診広報の実施（ポスター掲示）
- ・ 紙媒体による事業者健診結果データの取得

- KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を 60.3%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 14.5%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を 28.3%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

図る。また、協会保健師の育成強化と、健診実施機関や外部委託業者との緊密な連携を図り、特定保健指導の質の向上を図る。

◆被保険者（特定保健指導対象者数：43,973人）

- ・ 特定保健指導 実施率 36.6%（実施見込者数：16,110人）  
（内訳）協会保健師実施分 18.0%（実施見込者数：7,920人）  
外部委託実施分 18.6%（実施見込者数：8,190人）

◆被扶養者（特定保健指導対象者数：1,918人）

- ・ 特定保健指導 実施率 33.9%（実施見込者数：650人）

◆保健指導の受診勧奨対策

- ・ 健診当日における健診機関での特定保健指導の実施
- ・ 特定保健指導外部委託専門業者の拡大
- ・ タブレット端末での遠隔面談等による特定保健指導の外部委託の実施
- ・ 事業者健診結果データ提供事業所への特定保健指導の受入勧奨の実施
- ・ 集団健診会場における健診当日の初回面談の実施
- ・ 事業所訪問等による受入勧奨の実施

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる

○被保険者（特定保健指導対象者数：43,208人）

- ・ 特定保健指導 実施率 35.0%（実施見込者数：15,140人）  
（内訳）協会保健師実施分 20.0%（実施見込者数：8,640人）  
アウトソーシング分 15.1%（実施見込者数：6,500人）

○被扶養者（特定保健指導対象者数：1,961人）

- ・ 特定保健指導 実施率 33.7%（実施見込者数：660人）

○保健指導の受診勧奨対策

- ・ 健診当日における健診機関での特定保健指導の実施
- ・ 専門業者への特定保健指導の外部委託の拡大と進捗管理の強化
- ・ タブレット端末での遠隔面談等による特定保健指導の外部委託の実施
- ・ 産業医と連携した特定保健指導の利用勧奨の実施
- ・ 経年未利用者への特定保健指導の利用勧奨
- ・ 事業者健診結果データ提供事業所への特定保健指導の受入勧奨の実施
- ・ 集団健診会場における健診当日の初回面談の実施
- ・ 事業所訪問等による受入勧奨の実施

必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。

- KPI : [①被保険者の特定保健指導の実施率を 36.6%以上とする](#)  
[②被扶養者の特定保健指導の実施率を 33.9%以上とする](#)

### iii) 重症化予防対策の推進

[・健診実施時において要治療と判定された加入者に対して、健診機関から直ちに受診勧奨を行い、早期の医療機関受診へ繋げ、重症化予防対策を推進する。また、糖尿病性腎症にかかる重症化予防対策を併せて推進する。](#)

- ◆ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 [120人](#)
  - ・健診機関による要治療者への受診勧奨
  - ・未治療者に対する受診勧奨（本部：文書による一次勧奨、支部：電話、[面談](#)による二次勧奨）
  - ・前年度未治療者に対する受診勧奨
  - ・委託健診機関の拡充及び事業者健診結果データにかかる勧奨の実施

移動⑤

- ◆ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
  - ・健診機関による対象者への受診勧奨
  - ・糖尿病専門医等による保健指導等の実施
  - ・特定保健指導該当者でCKD リスク該当者への保健指導

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

- KPI : [特定保健指導の実施率を 35.0%以上とする](#)

### iii) 重症化予防対策の推進

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 [100人](#)
  - ・健診機関による要治療者への受診勧奨
  - ・未治療者に対する受診勧奨（本部：文書による一次勧奨、支部：電話による二次勧奨）
  - ・前年度未治療者に対する受診勧奨
  - ・委託健診機関の拡充及び事業者健診結果データにかかる勧奨の実施

- KPI : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を [13.0%以上](#)とする

- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
  - ・健診機関による対象者への受診勧奨
  - ・糖尿病専門医等による保健指導等の実施
  - ・特定保健指導該当者でCKD リスク該当者への保健指導

■ KPI : 受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.4%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

- ・ 事業所訪問や電話勧奨等による健活企業宣言事業所数の拡大
- ・ 「健活企業」へのフォローアップの充実及び事業主の健康づくり意識の醸成
- ・ 県、地方自体、経済団体との連携による、健康経営の普及促進
- ・ 健診機関、健康増進施設等と一体となったコラボヘルスの促進
  
- ・ 健活企業宣言支部長表彰の実施
- ・ 健康経営セミナーの開催
  
- ・ 健活企業の取り組みをサポートするための情報提供の実施（健活通信、事例集など）
- ・ 本部指針に基づいた健康宣言に関する「基本モデル」の構築及び事業所への浸透に向けた取り組みの実施
- ・ 若年層向けの健康に関する教育機会（身体活動・運動や食生活・栄養）を構築し、ヘルスリテラシーの向上を図る
- ・ 関係機関と連携したメンタルヘルスや感染症等における予防対策を推進

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI : 健康宣言事業所数を 2,165事業所以上とする

□ 支部目標	健活企業の特定健診受診率	84%
	健活企業の特定保健指導実施率	50%

⑤から移動

iv) コラボヘルスの推進

- ・ 健活企業宣言事業所の拡大
- ・ 「健活企業」へのフォローアップの充実及び事業主の健康づくり意識の醸成
- ・ 県、地方自体、経済団体との連携による、健康経営の普及促進
- ・ 健診機関、健康増進施設等と一体となったコラボヘルスの促進
- ・ 「健活企業」における取組に対する評価向上への提案、勧奨
- ・ 健活企業宣言支部長表彰の実施と健康経営セミナーの開催
  
- ・ 要治療者への受診勧奨等の実施による事業所単位での健康管理サポートの実施
- ・ 健活企業の取り組みをサポートするための情報提供の実施（健活通信、事例集など）

■ KPI : 健活企業宣言事業所数 1,850社

□ 支部目標	健活企業の特定健診受診率	84%
	健活企業の特定保健指導実施率	50%

健活企業の健康保険委員委嘱率（事業所） 100%

○ビッグデータを活用した事業所単位での健康・医療データの提供  
・岡山県内の健康経営の普及・促進を図るため、健活企業宣言事業所等に対し、レセプト及び健診結果から事業所の健康状況を掲載した「健活企業カルテ」を提供

○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

・ 加入者及び事業主に対して、本部作成の広報資料（パンフレット・リーフレット・動画）による医療費適正化に向けた情報発信

・ WEB 広告や SNS を活用した効果的な広報による情報発信ならびにアンケート実施による広報の質の向上

・ 地方自治体や医療関係団体等の関連団体と連携した各種広報の実施  
・ マスメディアや自治体等に対して、各種事業に係る積極的なプレスリリースを実施  
・ イベント等を活用した支部事業の推進に資する情報発信

・ 健康保険委員の活性化に向けた各種セミナーや広報誌による継続的な情報提供

・ 加入者・事業主や関係機関等に対し、GIS（地理情報システム）等を用いた分析結果の提供

・ 事業所訪問ならびに電話・文書勧奨等を通じた健康保険委員の委嘱拡大

■ KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 56.7%以上とする

□ 支部目標 メールマガジン登録者数 登録者数 5,100人  
LINE 公式アカウント登録者数 登録者数 3,900人

○ジェネリック医薬品の使用促進

・ 「医薬品実績リスト」や「見える化ツール」等のデータを活用し、医療機関及び薬局に対する効果的な働きかけを実施

健活企業の健康保険委員委嘱率（事業所） 90%

○ビッグデータを活用した事業所単位での健康・医療データの提供  
・ 岡山県内の健康経営の普及・促進を図るため、健活企業宣言事業所等に対し、レセプト及び健診結果から事業所の健康状況を掲載した「健活企業カルテ」を提供

○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

・ 各種チラシやホームページ、メールマガジン、LINE@等による広報の実施

・ マスメディア、Web 広告等を活用した広報の実施

・ 地方自治体や医療関係団体等の関連団体と連携した各種広報の実施  
・ 各種事業に係る積極的なプレスリリースの実施  
・ イベント等を活用した支部事業の推進に資する情報発信

・ 健康保険委員の委嘱数を拡大するとともに、広報誌の発行や研修会の開催などによる情報提供を実施

・ 加入者・事業主や関係機関等に対し、GIS（地理情報システム）等を用いた分析結果の提供

■ KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 55.7%以上とする

□ 支部目標 メールマガジン登録者数 登録者数 4,300人  
LINE 公式アカウント登録者数 登録者数 2,400人

○ジェネリック医薬品の使用促進

・ ジェネリックカルテによる阻害要因分析及び見える化ツールを活用し、医療機関・薬局に対する効果的な働きかけを実施

- ・「地域フォーミュラリー」の作成に向けた動きを調査し、参画方法を検討
- ・本部実施分に加え、[ジェネリック医薬品未切替者に対して支部独自の軽減額通知を送付](#)
- ・支部オリジナルの啓発物の作成
- ・岡山県後発医薬品の安心使用のための協議会における意見発信

・[WEB 広告を活用したジェネリック医薬品に関する情報発信及び理解度の向上](#)

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

- KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、調剤、歯科）を [80.0%以上](#)とする

○ インセンティブ制度の着実な実施

- ・ホームページ、メルマガ、広報紙等様々な広報媒体を活用した周知広報の実施
- ・各種研修会における周知広報の実施
- ・トップセールス等、事業所訪問による取組への協力依頼を実施
- ・加入者個人に対し制度を理解いただくための広報を実施

【重要度：高】

協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の「『日本再興戦略』改訂 2015」や「未来投資戦略 2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。

○ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

- ・「地域フォーミュラリー」の作成に向けた動きを調査し、参画方法を検討
- ・本部実施分に加え、[支部独自のジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額のお知らせの実施](#)
- ・支部オリジナルの啓発物の作成
- ・岡山県後発医薬品の安心使用のための協議会における積極的な意見発信
- ・[事業所にジェネリック医薬品の使用促進に協力いただくため、事業所毎の使用率のお知らせを送付](#)

- KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、調剤、歯科）を [79.4%以上](#)とする

○インセンティブ制度の推進

- ・ホームページ、メルマガ、広報紙等様々な広報媒体を活用した周知広報の実施
- ・各種研修会における周知広報の実施
- ・トップセールス等、事業所訪問による取組への協力依頼を実施
- ・加入者個人に対し制度を理解いただくための広報を実施

○地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向け、地域医療構想調整会議や岡山県医療審議会等の場において積極的な意見発信を行う</li> <li>・「上手な医療のかかり方」について加入者や事業主に対し働きかけを行う</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</li> </ul> <p>○ 調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会が保有するレセプトデータ・健診データ等を活用して、保険者協議会・都道府県・市町村等と連携した医療費の分析や共同事業の実施を検討する</li> <li>・レセプトデータ・健診データ等を活用した外部有識者との調査研究等の実施を検討する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向け、地域医療構想調整会議や岡山県医療審議会等の場においてエビデンスに基づく意見発信を行う</li> <li>・「上手な医療のかかり方」について加入者や事業主に対し働きかけを行う</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI：効率的・効果的な医療供給体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</li> </ul>
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>○人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画に基づく適正な個人目標の設定</li> <li>・目標に対する進捗状況をフォローする</li> <li>・評価者の育成と適正な評価</li> <li>・評価結果の確実なフィードバックによる成長の促進</li> </ul> <p>○OJT を中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会の理念である「加入者・事業主の利益の実現」を図るため、目標管理を徹底した人材育成の推進</li> <li>・「OJT」と「Off-JT（集合研修・自己啓発）」を効果的に組み合わせた計画的な人材育成の推進</li> </ul>	<p>○人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画に基づく適正な個人目標の設定</li> <li>・目標に対する進捗状況をフォローする</li> <li>・評価者の育成と適正な評価</li> <li>・評価結果の確実なフィードバックによる成長の促進</li> </ul> <p>○OJT を中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会の理念である「加入者・事業主の利益の実現」を図るため、目標管理を徹底した人材育成の推進</li> <li>・「OJT」と「Off-JT（集合研修・自己啓発）」を効果的に組み合わせた計画的な人材育成の推進</li> </ul>

- ・ 職員の業務意欲の向上を目指した支部長表彰の実施
- ・ 支部における業務改善・提案制度を通じた職員の解決力等の育成

○事業の進捗管理

- ・ インセンティブ項目の進捗管理
- ・ KPI 項目の進捗管理
- ・ 支部業績評価項目の進捗管理・他支部との比較を通じた支部の業績向上

○費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 一般競争入札に占める一者応札案件の減少に努めるべく、業者への声掛けの徹底、  
広告期間や納期の十分な確保、複数業者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の  
取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する
- ・ 調達審査委員会による適正な調達及び予算執行
- ・ 節電対策等を踏まえたコスト意識の向上による一般事務経費の更なる節減
- ・ 週 2 回のノー残業デーの徹底による超過勤務時間縮減による手当削減

■ KPI : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

○コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、コンプライアンス推進活動計画及び個人情報保護活動計画に基づき徹底を図る
- ・ 職員研修を通じ徹底を図る
- ・ コンプライアンスチェックシート（支部独自）を活用したチェック機能の確実な実施
- ・ コンプライアンス委員会開催による事案共有と再発防止の徹底を図る

○リスク管理

- ・ 情報セキュリティ対策について、職員研修を通じ徹底を図る
- ・ 定期点検による個人情報を含むデータの適正な管理

- ・ 職員の業務意欲の向上を目指した支部長表彰の実施
- ・ 支部における業務改善・提案制度を通じた職員の解決力等の育成

○事業の進捗管理

- ・ インセンティブ項目の進捗管理
- ・ KPI 項目の進捗管理
- ・ 支部業績評価項目の進捗管理・他支部との比較を通じた支部の業績向上

○費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 一般競争入札に占める一者応札案件の減少に努めるべく、十分な公告期間や履行期  
間を設定し、多くの業者が参加しやすい環境を整備
- ・ 調達審査委員会による適正な調達及び予算執行
- ・ 節電対策等を踏まえたコスト意識の向上による一般事務経費の更なる節減
- ・ 週 2 回のノー残業デーの徹底による超過勤務時間縮減による手当削減

■ KPI : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

○コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、コンプライアンス推進活動計画及び個人情報保護活動計画に基づき徹底を図る
- ・ 職員研修を通じ徹底を図る
- ・ コンプライアンスチェックシート（支部独自）を活用したチェック機能の確実な実施
- ・ コンプライアンス委員会開催による事案共有と再発防止の徹底を図る

○リスク管理

- ・ 情報セキュリティ対策について、職員研修を通じ徹底を図る
- ・ 定期点検による個人情報を含むデータの適正な管理

	・リスク管理委員会、支部個人情報保護管理委員会開催による事案共有と再発防止の徹底を図る	・リスク管理委員会、支部個人情報保護管理委員会開催による事案共有と再発防止の徹底を図る
--	---	---